

風俗営業許可申請（標準処理期間：土日祝を含まない55日）

営業内容	次の営業を行う場合には、風俗営業の対象となり本申請が必要です。			
	営業の区分	営業区分	営業形態	
	法第2条第1項第1号営業	待合、料理店、料亭等の和風の営業 キャバレー、カフェー、クラブ等の和風以外の営業	料理店 社交飲食店	設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
	法第2条第1項第2号営業		低照度飲食店	設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客席卓上等における照度が10ルクス以内の営業
	法第2条第1項第3号営業		区画飲食店	設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営む営業
	法第2条第1項第4号営業		マージャン店 パチンコ店等 その他遊技場	設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
法第2条第1項第5号営業		ゲームセンター等	遊技設備で、本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるものを備える店舗	
申請時期	営業開始前（公安委員会の許可を取得後、営業可能となります。）			
必要書類	<p style="text-align: center;">【個人の場合】</p> <p>① 許可申請書 ② 営業の方法 ③ 営業所の使用に使用について権限を有することを疎明する書類 使用承諾書 若しくは 賃貸契約書 + 建物・土地に係る登記事項証明書 ④ 営業所の周辺図面（周囲100メートル以上） ⑤ 営業所の平面図 ア 客席配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（カウンター等を入れたもの） イ 営業所の客席求積図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（スケールを入れたもの） ウ 営業所の客室求積表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（面積を算出した計算式） エ 照明・音響・防音設備図・・・・・・・・・・・・・・・・・・（電球、スピーカーのワット数、個数等） ※ 図面は、客室を赤色・営業所を青色等で囲ってください。 ⑥ 市町村長発行の地域証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【任意提出書類】 ⑦ 住民票（本籍地・外国籍の方は国籍等記載のもの）の写し【申請者・管理者両方】 ※ 住民票以外のもの（戸籍謄本等）での代用はできません。 ⑧ 市町村の発行する身分証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【申請者・管理者両方】 ⑨ 人的欠格事項に該当しない旨の誓約書3種類【個人用・管理者用1・管理者用2】 ⑩ 飲食店営業許可証の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【任意提出書類】 ⑪ 写真2枚（縦3.0cm×横2.4cm）6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景</p> <p style="text-align: center;">【法人の場合】</p> <p>上記①～⑥の書類＋下記⑫～⑰の書類 ⑫ 定款（末尾に「原本に相違ない」旨の奥書き及び日付、記名押印が必要です。） ⑬ 法人登記事項証明書 ⑭ 誓約書（法人用） ⑮ 密接な関係を有する法人に関する書類 ⑯ 株主名簿の写し（株式会社のみ） ⑰ 役員に係る上記⑦～⑨の書類（誓約書については法人役員用のものを使用してください。）</p> <p style="text-align: center;">【遊技設備設置の場合】</p> <p>⑱ 遊技機に関する書類（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等の場合）</p>			
提出部数	正本1部（副本1部）			
手数料	社交飲食店等の場合・・・・・・24,000円【県証紙】 パチンコ店の場合・・・・・・25,000円＋2,800円＋40円×設置台数【県証紙】			